

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号及び同条第2項に規定する措置（法第31条第4項の規定により行うものを含む。）並びに法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施について、法第50条第7号から第7号の3までに規定する費用を支弁したときに法第56条第2項の規定に基づき徴収する費用（以下「負担金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平29規則24・令6規則47・一部改正)

(負担金の額)

第2条 次の各号に掲げる者（以下「措置児童等」という。）又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から徴収する負担金の額は、それぞれ当該各号に定める表により、各月初日の措置児童等の属する世帯（法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施にあつては、当該援助を受ける児童自立生活援助対象者のみをその世帯とする。）について算定する。

(1) 次に掲げる者 別表第1

ア 法第27条第1項第3号（障害児入所施設に係る部分を除く。）、第31条第2項（障害児入所施設に係る部分を除く。）又は同条第4項（障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に係る部分を除く。）の規定により措置した児童又は延長者

イ 法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施に係る児童自立生活援助対象者

(2) 法第27条第1項第3号（障害児入所施設に係る部分に限る。）、同条第2項、第31条第2項（障害児入所施設に係る部分に限る。）、同条第3項又は同条第4項（障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に係る部分に限る。）の規定により措置した児童又は延長者 別表第2

(平24規則149・平29規則24・令2規則66・令6規則47・一部改正)

(階層区分の認定等)

第3条 児童相談所長は、措置児童等若しくはその属する世帯の階層区分を認定し、又は前条の規定により負担金の額を決定したときは、速やかに納入義務者に通知するものとする。

2 児童相談所長は、前項の規定による認定に当たっては、当該措置児童等又はその扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から必要な関係書類の提出を求めることができる。

(平24規則149・一部改正)

(負担金の減免)

第4条 市長は、納入義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、負担金の全部又は一部を減免することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 失業、疾病、災害等により、前年度に比較し、所得が著しく減少し、又は不時のやむを得ない支出により、負担金の納入が困難であると認められるとき。

(3) 災害その他特別の事情により市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により負担金の減免を受けようとする者は、減免を必要とする理由を記入した減免申請書に、当該理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(平28規則93・一部改正)

(納入期限)

第5条 前3条の規定により決定された負担金は、その決定のなされた日の属する月の末日までに納入しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、納入期限を変更することができる。

(届出の義務)

第6条 納入義務者は、住所又は氏名に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 納入義務者の死亡その他の理由により納入義務者を変更する必要性が生じたときは、納入義務者又はその家族若しくはこれに準ずる者が市長に届け出なければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

(平24規則149・平25規則23・平26規則30・平26規則87・平26規則105・平29規則24・平30規則38・平31規則19・令2規則66・令3規則71・令7規則66・令8規則7・一部改正)

階層区分			負担金の額（月額）	
			入所	通所等
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（以下「被保護世帯等」という。）		0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200円	1,100円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）		4,500円	2,200円
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	6,600円	3,300円
D2		9,001円から27,000円まで	9,000円	4,500円
D3		27,001円から57,000円まで	13,500円	6,700円
D4		57,001円から93,000円まで	18,700円	9,300円
D5		93,001円から177,300円まで	29,000円	14,500円
D6		177,301円から258,100円まで	支弁額（41,200円を上限とする。）	20,600円
D7		258,101円から348,100円まで	支弁額（54,200円を上限とする。）	支弁額（27,100円を上限とする。）
D8		348,101円から456,100円まで	支弁額（68,700円を上限とする。）	支弁額（34,300円を上限とする。）
D9		456,101円から583,200円まで	支弁額（85,000円を上限とする。）	支弁額（42,500円を上限とする。）
D10		583,201円から704,000円まで	支弁額（102,900円を上限とする。）	支弁額（51,400円を上限とする。）

D11		704,001円から 852,000円まで	支弁額（122,500円 を上限とする。）	支弁額（61,200円を 上限とする。）
D12		852,001円から 1,044,000円まで	支弁額（143,800円 を上限とする。）	支弁額（71,900円を 上限とする。）
D13		1,044,001円から 1,225,500円まで	支弁額（166,600円 を上限とする。）	支弁額（83,300円を 上限とする。）
D14		1,225,501円から 1,426,500円まで	支弁額（191,200円 を上限とする。）	支弁額（95,600円を 上限とする。）
D15		1,426,501円以上	支弁額	支弁額

備考

- この表において、「入所」とは法第27条第1項第3号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親への委託又は同号に規定する施設（障害児入所施設を除く。）への入所（法第31条第4項の規定により行うものを含む。）をいい、「通所等」とは法第27条第1項第3号に規定する施設への通所の措置（法第31条第4項の規定により行うものを含む。）又は法第33条の6に規定する児童自立生活援助の実施をいう。
- この表において、「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 所得割の額を算定する場合において、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- この表において「支弁額」とは、当該措置児童の措置等について法第50条第7号から第7号の3までの規定により本市が支弁した額をいう。
- 階層区分がB階層である世帯のうち次の各号のいずれかに該当するものについては、この表の規定にかかわらず、負担金の額は0円とする。
 - 措置児童等に扶養義務者がいない単身の世帯
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項の配偶者のない女子及び同条第2項の配偶者のない男子であって、民法第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯
 - 次に掲げる障害児又は障害者（社会福祉施設に措置された者、法第24条の2第1項の指定知的障害児施設等を利用する者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付（同法第5条第6項、第7項、第12項、第13項、第14項及び第15項に規定するサービスに係るものに限る。）の受給者又は同法附則第22条第1項の特定旧法受給者を除く。）を有する世帯
 - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民

年金の障害基礎年金等の受給者

- (4) 生活保護法に定める要保護の状態にあると認められる世帯等のうち当該世帯の申請に基づき市長が認めた世帯
- 6 一の世帯において2人以上が備考第1項に規定する入所の措置を受けている場合にあっては、当該入所の措置児童等のうちその月の負担金の額の最も高い措置児童等以外のものについては、この表により算定した負担金の額に10分の1を乗じて得た額を当該措置児童等の負担金の額とする。
- 7 措置児童等の属する世帯に属する者が法第21条の5の2の障害児通所支援又は法第24条の2第1項の障害児入所支援を受け、かつ、当該措置児童等の扶養義務者がこれらの規定による障害児通所給付費又は障害児入所給付費を支給されている場合にあっては、当該障害児通所支援又は障害児入所支援に係る利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は、当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）と、この表又は次表により算定した当該世帯に係る負担金の額（それぞれの表の備考の規定（この項を除く。）の適用がある場合にあっては、当該規定の適用後の額）の合算額（以下「負担金合算額」という。）とを比較し、その月の利用者負担額が負担金合算額を下回る場合は負担金合算額から利用者負担額を減じた額を当該世帯の負担金の額とし、その月の利用者負担額が負担金合算額を上回る場合は当該世帯の負担金の額は0円とする。
- 8 措置児童等のうち次の各号のいずれかに該当するものが児童心理治療施設又は児童自立支援施設への通所の措置を受けた場合にあっては、この表の規定にかかわらず、当該通所の措置に係る負担金は、0円とする。
- (1) 法第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設に入所している者
- (2) 法第23条又は法第31条の規定により母子生活支援施設に入所している者
- 9 この表の規定による負担金の額が、当該措置児童の措置等について法第50条第7号から第7号の3までの規定により本市が支弁した額を超えるときは、当該支弁した額をもって負担金の額とする。
- 10 1月分から3月分までの入所及び通所等に係る負担金の額を算定する場合にあっては、この表の規定中「前年分」とあるのは「前々年分」と読み替えるものとし、4月分から6月分までの入所及び通所等に係る負担金の額を算定する場合にあっては、この表の規定中「当該年度分」とあるのは「前年度分」と、「前年分」とあるのは「前々年分」と読み替えるものとする。

別表第2（第2条関係）

（令2規則66・全改、令3規則71・一部改正）

階層区分			入所に係る負担金の額（月額）
A	被保護世帯等		0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）		4,500円
D1	A階層及びC階層を除	12,000円以下	6,600円
D2	き当該年度分の市町村民税の課税世帯で	12,001円から30,000円まで	9,000円
D3	あって、その市町村民	30,001円から	13,500円

	税所得割の額の区分	60,000円まで	
D4	が次の区分に該当する世帯	60,001円から 96,000円まで	18,700円
D5		96,001円から 189,000円まで	29,000円
D6		189,001円から 277,000円まで	支弁額（41,200円を上限とする。）
D7		277,001円から 348,000円まで	支弁額（54,200円を上限とする。）
D8		348,001円から 465,000円まで	支弁額（68,700円を上限とする。）
D9		465,001円から 594,000円まで	支弁額（85,000円を上限とする。）
D10		594,001円から 716,000円まで	支弁額（102,900円を上限とする。）
D11		716,001円から 864,000円まで	支弁額（122,500円を上限とする。）
D12		864,001円から 1,056,000円まで	支弁額（143,800円を上限とする。）
D13		1,056,001円から 1,238,000円まで	支弁額（166,600円を上限とする。）
D14		1,238,001円から 1,439,000円まで	支弁額（191,200円を上限とする。）
D15		1,439,001円以上	支弁額

備考

- この表において「入所」とは、法第27条第1項第3号に規定する障害児入所施設への入所又は同条第2項に規定する指定発達支援医療機関への委託の措置（法第31条第4項の規定により行うものを含む。）をいう。
- 別表第1備考第2項から第6項まで、第9項及び第10項の規定は、この表の場合について準用する。
- 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「改正前地方税法」という。）第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）又は改正前地方税法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、次の各号に掲げる額の合計額に改正前地方税法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
 - 扶養親族1人につき、改正前地方税法第314条の2第1項第11号に規定する扶養親族に係る額
 - 特定扶養親族1人につき、改正前地方税法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族に係る額から同項に規定する扶養親族に係る額を控除した額
- 措置児童等が3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については、徴収しないこととする。この場合において、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の負担金の額を上限として徴収することとする。
- 前項の規定は、B階層と認定された世帯に属する措置児童等が3歳に達する日以後の最初の

3月31日を経過する前の障害児である場合について準用する。